

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>感染症担当の分掌事務</p> <p>(1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">保健福祉部</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療政策室</td><td>医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			保健福祉部	[略]		医療政策室	医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長	[略]	[略]		[略]			<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>感染症担当の分掌事務</p> <p>(1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること <u>(ワクチン接種担当の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p><u>ワクチン接種担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">保健福祉部</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療政策室</td><td>医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長 <u>ワクチン接種担当課長</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			保健福祉部	[略]		医療政策室	医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長 <u>ワクチン接種担当課長</u>	[略]	[略]		[略]		
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																	
[略]																																			
保健福祉部	[略]																																		
	医療政策室	医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長																																	
[略]	[略]																																		
[略]																																			
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																	
[略]																																			
保健福祉部	[略]																																		
	医療政策室	医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長 <u>ワクチン接種担当課長</u>																																	
[略]	[略]																																		
[略]																																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																			

附 則

この規則は、令和3年1月15日から施行する。